令和6年度の住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

安中市物価高騰対策給付金
（令和6年度こども加算）のご案内

本給付金は、物価高騰による影響を特に受ける低所得世帯のうち、世帯人数が多い子育て世帯への支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、支給するものです。

給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり2万円　※児童1人に対し1回限り

支給対象世帯

令和6年12月13日時点において安中市に住民登録があり、物価高騰対策給付金（令和6年度非課税給付）（以下、「非課税給付金」という。）を受給した世帯のうち、同一世帯内に18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯

※　18歳以下の児童が世帯主の場合は対象外です。

※　令和6年12月14日以降に出生した新生児や、別世帯に扶養している18歳以下の児童がいる場合も、申請をすることで受給できる可能性があります。

給付金の支給手続き

原則、手続きは必要ありません。

非課税給付金を受給した世帯の情報（令和6年12月13日時点の世帯構成、支給口座等）を使用し、対象となる児童がいる世帯に対し、順次給付のお知らせを送付いたします。

振込時期は、非課税給付金の振込日から約1ヶ月後となります。

※　ただし、以下の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要です。

- **令和6年12月14日以降に出生した新生児**
- **別世帯だが、扶養している18歳以下の児童**

申請についての詳細は裏面をご確認ください。

申請について

※　市から通知はしませんので、申請が必要か不明である場合は、お問い合わせください。

【下記の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要】
・令和6年12月14日以降に出生した新生児
・別世帯だが、扶養している18歳以下の児童

申請手続き

- 申請書は市ホームページからダウンロード、または下記お問い合わせ先の窓口より入手できます。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類等の写し）と一緒に、窓口または郵送で**申請してください。**

▲市ホームページ

申請期限

令和7年3月7日（金）まで　※当日消印有効

ご記入にあたり不明なことがあれば、お問い合わせください。

! 給付金の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先

〇安中市役所　受付時間　平日8:30～17:15
（本庁）福祉課社会福祉係　☎ 027-382-1111（内線1152、1153）
（支所）住民福祉課福祉子ども係　☎ 027-382-1111（内線2154、2155）